

自治同友会規約

昭和53年4月14日	設立総会議決
改正昭和53年9月28日	総会議決
改正昭和55年6月6日	総会議決
改正平成5年6月18日	総会議決
改正平成11年6月14日	総会議決
改正平成16年6月10日	総会議決
改正平成17年6月14日	総会議決
改正平成18年6月14日	総会議決
改正令和元年6月10日	総会議決

(名称及び目的)

第1条 本会は、自治同友会と称し、町村長経験者相互の親睦をはかることを目的とする。

(会員)

第2条 本会の会員は、兵庫県下の町村長経験者並びに県及び各郡町村会事務局長経験者（現職の役場の職員を除く。）で本会の趣旨に賛同し、入会金を納付したものである。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、兵庫県町村内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の連絡及び情報の交換に関すること。
- (2) 親睦会及び講演会の開催に関すること。
- (3) 会員の慶弔に関すること。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項に関すること。

(役員)

第5条 本会に会長1名、副会長2名、理事若干名、監事2名（以下「役員」という。）を置く。

- 2 理事及び監事は、総会において会員のうちから互選し、その選出区域及び定数は、別表のとおりとする。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

3 理事は、本会の運営と事業の推進に当たる。

4 監事は、本会の会計及び業務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。

2 補欠によって新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事)

第8条 本会に幹事若干名を置き、兵庫県町村会職員のうちから会長が委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、会務に従事する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置く。

2 顧問は、会長の推せんにより理事会の承認を得た者を会長が委嘱する。

3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は、毎年1回これを開き、臨時総会及び理事会は、会長が必要と認めた場合、若しくは会員の3分の1以上から要請があった場合を開く。

3 総会及び理事会は会長が招集し、会議における議長の職務は会長が行なう。

(経費)

第11条 本会の経費は、入会金、会費、助成金、寄附金その他の収入をもってあてる。

2 入会金は、20,000円とし、会費は、事業執行の都合等によりその都度理事会で定める。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(役員報酬等)

第12条 役員には、報酬及び旅費は支給しない。ただし、理事会及び会計監査に出席した場合その他本会事業遂行上特に必要と認めるときは、理事会の同意を得て実費を支給することができる。

(規約の改正)

第13条 この規約の改正は、総会の議決によらなければならない。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規約は、昭和53年4月14日から施行する。

別 表 理事及び監事の選出区域並びに定数

選出区域	選 出 郡 市 名	定 数
摂丹地区	丹波篠山市 丹波市 川辺郡	2 人
東播地区	西脇市・三木市 加東市・多可郡 加古郡	2
西播地区	姫路市・たつの市 宍粟市・神崎郡 揖保郡・赤穂郡 佐用郡	3
但馬地区	豊岡市・養父市 朝来市・美方郡	3
淡路地区	洲本市 南あわじ市 淡路市	2
合	計	12

附 則

この規約は、昭和53年9月28日から施行し、昭和53年4月14日から適用する。

附 則

この規約は、昭和55年6月6日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成5年6月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年6月14日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成16年6月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年6月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成18年6月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和元年6月10日から施行し、令和元年5月1日から適用する。